平成28年の経営事項審査について

公共工事を元請けとして請け負おうとする者は、経営事項審査を受けることが 義務づけられています。民間工事のみを請け負う場合は申請の必要はありませ ん。継続して受ける場合は、有効期間(審査基準日[決算日]から1年7ヶ月間) が切れないよう注意しましょう。

1.申請時期、申請方法

原則として、平成28年1月4日(月)から平成28年10月31日(月)までに、下記により申請していただくことになります。

裏面「平成28年の経営事項審査日程表」参照

(1)平成27年10月30日までに経営事項審査を受けた者

あらかじめ決算期等を考慮して日時等を指定しますので、その指定日に審査 を受けてください。

決算事務処理の遅れ等の都合により、指定日以外の日に審査を希望する場合は、事前に長崎県土木部監理課に電話連絡し、新たに審査日の指定を受けて下さい。(対応可能な範囲での変更になります。)

(2) 平成27年10月30日までに経営事項審査を受けていない者

長崎県土木部監理課に電話連絡し、新たに指定を受けて下さい。

2.審查対象決算月

平成27年7月1日から平成28年6月30日までの間の決算月

3.経審の結果通知

経営事項審査の結果通知書の送付は、通常、審査を受けた月の翌月の下旬になります。

4 . 各公共団体への入札参加資格申請

長崎県への入札参加資格審査申請は、経営事項審査(経営規模等評価及び総合評定値の請求)と同時に受け付けますので、必ず平成28年10月31日(月)までに審査を済ませてください。

また、他の自治体等の入札参加資格審査申請を行う場合は、それぞれの申請期限 や経営事項審査の結果通知までの期間等を考慮した上で、経営事項審査を済ませる よう注意してください。

5.問い合わせ先

長崎県土木部監理課 建設業指導班

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

TEL 095-894-3015(直通)

ホームへ° -ジhttp://www.doboku.pref.nagasaki.jp/ kensetuqyo/

平成28年の経営事項審査日程表

【長崎会場(長崎・県央・島原管内)】

1 月 : 12日、13日、14日、26日

2 月 : 16日~18日

3 月 : 9日、10日

5 月 : 9日~11日

6 月 : 13日~16日、28日、29日

7 月 : 26日~28日

8 月 : 18日、22日

9 月 : 5日、6日、26日~29日

10月:17日~19日

【佐世保会場(県北・田平・大瀬戸管内)】

1 月 : 19日~21日

2 月 : 3日~5日

4 月 : 19日、20日

5 月 : 11日~13日

6 月 : 21日~23日

7 月 : 5日~7日

8 月 : 23日~25日

9 月 : 13日~15日

10月 : 12日、13日

【五島会場(五島管内)】

1月28日、5月17日・18日、9月6日、

10月27日・28日

【上五島会場(上五島管内)】

1月29日、5月19日・20日、9月7日、10月4日

【壱岐会場(壱岐管内)】

1月27日、5月24日·25日、9月7日~9日

【対馬会場(対馬管内)】

1月21日・22日、5月26日・27日、9月1日、

10月5日・6日

日時の指定を受けていない場合は、必ず表面「 1 . 申請時期、申請 方法」に沿って指定を受けて下さい。

提出・提示書類等に不備があると審査ができませんので、「経営規模等評価等申請要領」をよく読んで準備をしてください。